

多摩川水系河川整備計画フォローアップ委員会運営要領

（目的）

第１条 本運営要領は、多摩川水系河川整備計画フォローアップ委員会規則（令和６年１２月９日付け）第５条に基づき、多摩川水系河川整備計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）の委員会の方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な委員会運営に資するものである。

（委員会の招集）

第２条 委員会は、関東地方整備局長から委任された京浜河川事務所長が招集する。

（委員会の成立条件等）

第３条 委員会は、委員の２分の１以上の出席がなければ開催することができない。

（議事録）

第４条 委員会の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

（委員会の公開について）

第５条 委員会については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

２ 委員会は、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

（委員会資料等の公表について）

第６条 委員会に提出された資料等については、速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、委員会に諮り、公表しないものとする。

（雑則）

第７条 本運営要領の変更やこの規定に定めなき事項については、委員会で定めるものとする。

附 則

（施行期日）

本運営要領は、令和４年１１月２９日から適用する。

本運営要領は、令和６年１２月 ９日から適用する。

本運営要領は、令和８年 ７月３０日から適用する。